

広島県告示第六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

所在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	内 神 町 (八 四 八) 三 九 目 一 二 (八 丁)	西 中 央 五 丁
広島県呉市一河町及び同市内神町地内	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
表 区 域 示 の	表 区 域 示 の	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	内 神 町 (八 四 八) 三 九 目 一 二 (八 丁)	西 中 央 五 丁
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
号三律の土砂災害に係る法律等の施行規則による定められた区域を示す。この区域は、内神町(八四八)、内神町(二〇)、内神町(一〇)、内神町(九)、内神町(八)、内神町(七)、内神町(六)、内神町(五)、内神町(四)、内神町(三)、内神町(二)、内神町(一)の各区域に該当する。	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。